

# 一関市医師修学資金貸付事業のしおり

岩手県 一関市

問い合わせ先 健康こども部健康づくり課  
〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13-1（一関保健センター2階）  
電話 0191-21-2160 / FAX 0191-21-4656  
メールアドレス hokesen@city.ichinoseki.iwate.jp

## 1 目的

この制度は、将来、一関市長が指定する市内の医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、医師として業務に従事しようとする医学生を対象に医師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付けし、修学を容易にすることにより、指定医療機関の医師の確保を図ることを目的としています。

★ 修学資金は貸付金です。返還免除の要件を満たさない場合は貸付額の返還と利息相当額の支払が必要となります。

★ 貸付けを申請する場合は、制度の内容を十分に確認してください。

## 2 概要

項目	内容
対象となる大学	学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に規定する日本の大学
貸付対象者	全国の大学の医学部に入学又は在籍する方で、将来、指定医療機関で医師の業務に従事しようとする意思のある方
貸付金額	・ 年間貸付金 360万円の範囲内（月額30万円の範囲内） ・ 入学一時金 760万円以内（私立大学1年次に入学する場合に限る。）
貸付期間	大学の正規の修学年限（最大6年間）
指定医療機関	○ <b>市が設置する医療機関</b> 国保藤沢病院、国保猿沢診療所、国保室根診療所 ○ <b>市長が指定する医療機関</b> 岩手県立千厩病院、岩手県立大東病院、岩手県立南光病院 医療法人博愛会一関病院、医療法人社団愛生会昭和病院 独立行政法人国立病院機構岩手病院 <b>注意）岩手県立磐井病院は指定していません。</b>
返還の免除	次のいずれかに該当するときは、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務を減額し、又は免除することができます。 ○ 指定医療機関で医師の業務に従事した期間が、通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間のとき <b>【貸付額及び利息相当額の全部】</b> ○ 指定医療機関で医師の業務に従事した期間が、通算して1年以上あるとき <b>【貸付額及び利息相当額の一部】</b> ○ 指定医療機関で医師の業務に従事する期間中に死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため退職したとき <b>【貸付額及び利息相当額の全部又は一部】</b> ○ 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により、指定医療機関で医師の業務に従事した期間が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に満たなかったときなど <b>【貸付額及び利息相当額の一部】</b> ○ 上記のほか、特別の事情があると認められるとき <b>【貸付額及び利息相当額の全部又は一部】</b>

項目	内容
返 還	<p>次のいずれかに該当する場合は、修学資金を返還していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修学資金の貸付けを廃止されたとき</li> <li>○ 大学を卒業した後、卒業した日から2年以内に医師免許を取得できなかったとき</li> <li>○ 医師免許を取得した後、2年以内に臨床研修を行わなかったとき</li> <li>○ 臨床研修を行った後、臨床研修を修了した日から6年以内に指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき</li> <li>○ 指定医療機関で医師の業務に従事した期間が、通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に満たなかったとき</li> </ul>

### 3 貸付けの申請

募集期間内に、次の書類を一関市健康づくり課に持参するか、書留郵便により期限までに提出してください。なお、提出の際は封筒に「一関市医師修学資金貸付申請書在中」と明記してください。

- ① 医師修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 戸籍抄本
- ③ 履歴書（写真を貼ったもの）
- ④ 健康診断書
- ⑤ 大学の合格通知書の写し（新入学生に限る。）
- ⑥ 大学の在学証明書及び成績表の写し（在学生に限る。）

※ 詳細は、市ホームページや市広報などでお知らせします。

#### 【留意事項】

- ① 申請の際には、連帯して債務を負担する保証人が必要です。  
保証人は、独立して生計を営む成年者2人で、うち1人は市内又は市隣接市町村に居住する者でなければなりません。  
なお、申請者に父又は母がある場合は、保証人のうち1人は、父又は母でなければなりません。
- ② 貸付者は、書類審査及び面接により選考します。

### 4 貸付けの方法

入学一時金は初回に一括で、月額貸付金は毎月14日（14日が祝休日の場合は直前の営業日）に、申し出のあった口座に振り込みます。ただし、初回は5月に振り込みます。

なお、休学中等の期間は、貸付けを休止します。

### 5 手続

借受人は、次表のとおり必要書類の提出や届出をしなければなりません。届出等の手続をしなかった場合には、修学資金の貸付けを一時保留することがあります。

(1) 在学中における手続

事由	提出書類	提出期限	備考
在学中の毎年度末	学業成績表の写し	翌年度4月15日まで	規則第19条第1項
	健康診断書※(毎年3月中に受診する)		規則第19条第2項
貸付けを辞退するとき	貸付辞退届(様式第16号)	事由発生から直ちに	規則第20条第1項
	借用証書(様式第5号)	事由発生から直ちに	規則第10条
	返還明細書(様式第6号) ※返還の必要が生じた場合に限る。	事由発生から20日以内	規則第14条第1項
退学したとき	届出書(任意様式)	事由発生から直ちに	規則第20条第2項
	学長等による証明書類		
	借用証書(様式第5号)	事由発生から直ちに	規則第10条
	返還明細書(様式第6号)	事由発生から20日以内	規則第14条第1項
・修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき ・休学したとき ・停学の処分を受けたとき ・進級できなかったとき ・復学したとき	届出書(任意様式)  学長等による証明書類	事由発生から直ちに	規則第20条第2項
借受人の氏名、住所、本籍を変更したとき	届出書(任意様式)	事由発生から直ちに	規則第20条第2項
保証人の氏名、住所、本籍、職業に変更があったとき	届出書(任意様式)	事由発生から直ちに	規則第20条第2項
保証人の死亡等により、保証人を変更するとき	連帯保証人変更届(様式第17号)	事由発生から直ちに	規則第20条第5項

※ 健康診断書の提出は、貸付けが完了する年の前年まで必要です。

(2) 卒業時もしくは卒業後における手続

事由	提出書類	提出期限	備考
卒業したとき(貸付けが終了したとき)	届出書(任意様式)	事由発生から直ちに	規則第20条第2項
	学長等による証明書類		
	借用証書(様式第5号)		規則第10条
医師の免許を取得したとき	届出書(任意様式)	事由発生から直ちに	規則第20条第2項
医師の免許を取得できなかったとき	届出書(任意様式)	事由発生から直ちに	規則第20条第2項

事由	提出書類	提出期限	備考
借受人の氏名、住所、 本籍を変更したとき	届出書（任意様式）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 2 項 第 1 号
保証人の氏名、住所、 本籍、職業に変更があ ったとき	届出書（任意様式）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 2 項
保証人の死亡等によ り、保証人を変更する とき	連帯保証人変更届（様式第 17 号）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 5 項

### (3) 臨床研修期間中における手続

事由	提出書類	提出期限	備考
臨床研修を行うとき	返還等猶予・減免申請書 （様式第 8 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条
	臨床研修実施届（様式第 9 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条第 1 号
臨床研修を修了したと き	返還等猶予・減免申請書 （様式第 8 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条
	臨床研修実施届（様式第 9 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条第 1 号
借受人の氏名、住所、 本籍を変更したとき	届出書（任意様式）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 2 項 第 1 号
保証人の氏名、住所、 本籍、職業に変更があ ったとき	届出書（任意様式）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 2 項
保証人の死亡等によ り、保証人を変更する とき	連帯保証人変更届（様式第 17 号）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 5 項

### (4) 臨床研修後における手続

事由	提出書類	提出期限	備考
指定医療機関において 医師の業務に従事した とき	返還等猶予・減免申請書 （様式第 8 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条
	指定医療機関従事証明書 （様式第 10 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条第 2 号
大学の研究室その他の 医学に関する研究機関 で研究又は研修をする とき	返還等猶予・減免申請書 （様式第 8 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条
	研究・研修実施届（様式第 11 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条第 3 号
災害、病気、負傷その 他やむを得ない理由が あるとき	返還等猶予・減免申請書 （様式第 8 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条
	診断書又は理由書	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条第 4 号

事由	提出書類	提出期限	備考
指定医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき	届出書（任意様式）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 2 項第 14 号
指定医療機関において勤務先を変更したとき	届出書（任意様式）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 2 項第 15 号
借受人の氏名、住所、本籍を変更したとき	届出書（任意様式）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 2 項第 1 号
保証人の氏名、住所、本籍、職業に変更があったとき	届出書（任意様式）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 2 項第 7 号
保証人の死亡等により、連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届（様式第 17 号）	事由発生から直ちに	規則第 20 条第 5 項
指定医療機関において医師の業務に従事する期間中に、死亡したとき（保証人が届け出を行う）	返還等猶予・減免申請書（様式第 8 号）	事由発生から直ちに	規則第 16 条第 5 号 規則第 20 条第 4 項
	死亡届（様式第 12 号）		
	死亡診断書及び戸籍謄本又は戸籍抄本		
指定医療機関において医師の業務に従事する期間中に、職務に起因する心身の故障のため退職したとき	返還等猶予・減免申請書（様式第 8 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条第 5 号
	故障届（様式第 13 号）		
	医師の診断書		

## 6 返還の免除

次のいずれかに該当するときは、申請をすることで返還の債務が免除されます。

なお、申請しない場合や、返還免除の要件を満たさない場合は、返還していただくこととなります。

事由	減免額	提出書類	提出期限	備考
指定医療機関において医師の業務に従事した期間が、通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間のとき	貸付額及び利息相当額の全額	返還等猶予・減免申請書（様式第 8 号） 指定医療機関従事証明書（様式第 10 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条第 2 号
指定医療機関において医師の業務に従事した期間が、通算して 1 年以上あるとき	貸付額及び利息相当額の一部	返還等猶予・減免申請書（様式第 8 号） 指定医療機関従事証明書（様式第 10 号）	事由発生から 20 日以内	規則第 16 条第 2 号

事由	減免額	提出書類	提出期限	備考
指定医療機関において医師の業務に従事する期間中に死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため退職したとき	貸付額及び利息相当額の全部又は一部	返還等猶予・減免申請書 (様式第8号) 死亡届(様式第12号) 死亡診断書及び戸籍謄本 又は戸籍抄本 故障届(様式第13号) 医師の診断書	事由発生から20日以内	規則第16条第5号 規則第20条第4項
災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により、指定医療機関において医師の業務に従事した期間が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に満たなかったときなど	貸付額及び利息相当額の一部	返還等猶予・減免申請書 (様式第8号) 医師の診断書又は理由書	事由発生から20日以内	規則第16条第4号
特別の事情があるとき	貸付額及び利息相当額の全部又は一部	返還等猶予・減免申請書 (様式第8号) 医師の診断書又は理由書	事由発生から20日以内	規則第16条第4号

## 7 返還

次のいずれかに該当となった場合は、修学資金を返還しなければなりません。

なお、返還方法は、一括払い又は年賦の元利均等払いとなります。

事由	提出書類	提出期限	返還期間	備考
(条例第9条第1項第1号該当) 免許取得後、2年以内に臨床研修を行わなかったとき	借用証書 (様式第5号) 返還明細書 (様式第6号)  ※返還方法を変更しようとするときは、返還方法変更承認申請書(様式第7号)を提出する。	事由発生から20日以内	事由の生じた日の属する月の翌月の末日まで	規則第10条 規則第14条第1項及び第2項
(条例第9条第1項第2号該当) 臨床研修を行った後、臨床研修を修了した日から6年以内に指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき			※条例第9条第1項該当の場合は、貸付額に医師の免許を受けた日の属する月の翌月の初日から事由の生じた日までの期間の日数に応じ、貸付額に係る年9パーセントの利息相当額を合算した額	
(条例第9条第1項第3号該当) 指定医療機関において医師の業務に従事した期間が、通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に満たなかったとき			事由の生じた日の属する月の翌月の末日まで	
(条例第9条第2項第1号該当) 修学資金の貸付けを廃止されたとき				

事由	提出書類	提出期限	返還期間	備考
(条例第9条第2項第2号該当) 大学を卒業後、2年以内に免許を 取得できなかったとき	借用証書 (様式第5号) 返還明細書 (様式第6号)  ※返還方法を変更し ようとするときは、返 還方法変更承認申請 書(様式第7号)を提 出する。	事由発生から 20日以内	事由の生じた日の 属する月の翌月の 末日まで	規則第10 条 規則第14 条第1項及 び第2項

## 8 様式等

制度の内容や提出書類の様式等は、一関市のホームページに掲載しています。  
同ホームページ内で「一関市医師修学資金」と検索してください。

## 9 問い合わせ先

健康子ども部健康づくり課

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田 13-1 (一関保健センター 2階)

電話 0191-21-2160 / FAX 0191-21-4656

メールアドレス hokesen@city.ichinoseki.iwate.jp